

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
- ・リース資産

所有者移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有者移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度

(2) 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会の退職金制度にも加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類 (第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表 (第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表 (第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

拠点区分が1つのため、作成省略しています。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特養拠点（社会福祉事業）

- ・「本部」
- ・「特別養護老人ホーム幸楽園」
- ・「幸楽園短期入所生活介護事業所」
- ・「幸楽園居宅介護支援事業所も含む」
- ・「デイサービスホーム」
- ・「高齢者生活福祉センター」

イ ユニット拠点（社会福祉事業）

- ・「ユニット型特別養護老人ホーム幸楽園」

ウ サ高住拠点（公益事業）

- ・「サービス付き高齢者住宅 峰の里幸楽園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	210,297,500	0	0	210,297,500
建物	473,250,071	0	28,789,936	444,460,135
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	683,547,571	0	28,789,936	654,757,635

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している財産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし。

- ・担保している債権の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額含む）・・・・・・・・・・ 6,120,000円

※独立行政法人福祉医療機構の貸付金の抵当として、建物の火災保険金額の債務額を限度として、弁済に充当するもの。

9. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	210,297,500		210,297,500
建物（基本）	1,028,406,757	583,946,622	444,460,135
小計	1,238,704,257	583,946,622	654,757,635
その他の固定資産（有形）			
附属建物	115,500	115,499	1
構築物	27,991,115	23,675,040	4,316,075
車両運搬具	22,668,773	20,223,924	2,444,847
その他（器具・備品）	97,854,357	93,178,887	4,675,470
その他（機械・装置）	1,575,000	1,417,500	157,500
小計	150,204,745	138,610,850	11,593,893
その他の固定資産（無形）			
ソフトウェア	9,706,740	7,001,463	2,705,277
小計	9,706,740	7,001,463	2,705,277
合計	1,398,615,742	729,558,935	669,056,805

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	85,605,915	0	85,605,915
未収金	0	0	0
未収補助金	0	0	0
合計	85,605,915	0	85,605,915

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

・該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（特養拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
- ・リース資産

所有者移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有者移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度

(2) 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会の退職金制度にも加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 特養拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

ア 「本部」

イ 「特別養護老人ホーム幸楽園」

ウ 「幸楽園短期入所生活介護事業所」

エ 「幸楽園居宅介護支援事業所」

オ 「デイサービスホーム」

カ 「高齢者生活福祉センター」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	210,297,500	0	0	210,297,500
建物	190,026,913	0	13,075,547	176,951,366
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	400,324,413	0	13,075,547	387,248,866

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している財産

・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし。

・担保している債権の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額含む）・・・・・・・・・・ 6,120,000円

※独立行政法人福祉医療機構の貸付金の抵当として、建物の火災保険金額の債務額を限度として、弁済に充当するもの。

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	210,297,500	0	210,297,500
建物（基本）	620,331,097	443,379,731	176,951,366
小計	830,628,597	443,379,731	387,248,866
その他の固定資産（有形）			
附属建物	115,500	115,499	1
構築物	23,601,775	20,574,838	3,026,937
車両運搬具	18,868,773	16,908,925	1,959,846
その他（器具・備品）	74,372,289	72,966,016	1,406,273
その他（機械・装置）	1,575,000	1,417,500	157,500

小 計	118,533,337	111,982,778	6,550,557
その他の固定資産（無形）			
ソフトウェア	7,321,485	5,267,647	2,053,838
小 計	7,321,485	5,267,647	2,053,838
合 計	956,483,419	560,630,156	395,853,261

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61,347,382	0	61,347,382
未収金	0	0	0
未収補助金	0	0	0
合 計	61,347,382	0	61,347,382

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な偶発債務

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（ユニット型拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
- ・リース資産

所有者移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有者移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度

(2) 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会の退職金制度にも加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) ユニット型拠点の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

「ユニット型特別養護老人ホーム幸楽園」

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

については、サービス区分が1つのため、作成を省略しております。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	83,476,184	0	4,777,328	78,698,856
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	83,476,184	0	4,777,328	78,698,856

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している財産

・該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	0	0	0
建物（基本）	142,706,320	64,007,464	78,698,856
小 計	142,706,320	64,007,464	78,698,856
その他の固定資産（有形）			
附属建物	0	0	0
構築物	358,680	278,740	79,940
車両運搬具	2,830,000	2,829,999	1
その他（器具・備品）	8,839,808	6,920,952	1,918,856
その他（機械・装置）	0	0	0
小 計	12,028,488	10,029,691	1,998,797
その他の固定資産（無形）			
ソフトウェア	867,456	596,108	271,348
小 計	867,456	596,108	271,348
合 計	155,602,264	74,633,263	80,969,001

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	14,168,148	0	14,168,148
未収金	0	0	0
未収補助金	0	0	0
合 計	14,168,148	0	14,168,148

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

・該当なし

10. 重要な偶発債務

・該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（サ高住拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
- ・リース資産

所有者移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有者移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度

(2) 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会の退職金制度にも加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) サ高住拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

- ・「サービス付き高齢者住宅 峰の里幸楽園」

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））及び、拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

については、サービス区分が1つのため、作成を省略しております。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	199,746,974	0	10,937,061	188,809,913
定期預金	0	0	0	0
合 計	199,746,974	0	10,937,061	188,809,913

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している財産

・該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	0	0	0
建物（基本）	265,369,340	76,559,427	188,809,913
小 計	265,369,340	76,559,427	188,809,913
その他の固定資産（有形）			
附属建物			
構築物	4,030,660	2,821,462	1,209,198
車両運搬具	970,000	485,000	485,000
その他（器具・備品）	14,642,260	13,291,919	1,350,341
その他（機械・装置）	0	0	0
小 計	19,642,920	16,598,381	3,044,539
その他の固定資産（無形）			
ソフトウェア	1,517,799	1,137,708	380,091
小 計	1,517,799	1,137,708	380,091
合 計	286,530,059	94,295,516	192,234,543

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,090,385	0	10,090,385
未収金	0	0	0
未収補助金	0	0	0
合 計	10,090,385	0	10,090,385

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な偶発債務

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし